

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホームみのる荘

重要事項説明書〔短期〕

本重要事項説明書は、当事業所とサービス契約の締結（又は利用申請）を希望される方に対して、厚生労働省令に基づき当事業所の概要や提供されるサービスの内容・契約上、ご注意いただきたいことを説明するものです。

事業所番号 1971000250

社会福祉法人 高根福祉みのる会

第1条 事業者の概要

事業者の名称 社会福祉法人 高根福祉みのる会
所在地 山梨県北杜市高根町箕輪2270番地1
代表者氏名 理事長 浅川 一紀
電話番号 0551-47-5400

第2条 利用施設

施設の名称 特別養護老人ホームみのる荘（指定介護老人福祉施設）
所在地 山梨県北杜市高根町箕輪2270番地1
施設長名 施設長 輿水 理一
電話番号 0551-47-5400
FAX番号 0551-47-5403

第3条 当施設で実施する事業

施設・事業所の種類	山梨県知事の事業所指定		
	指定年月日	指定番号	利用定員
指定介護老人福祉施設	平成14年10月1日	1971000250	70名
指定短期入所生活介護事業所	平成14年10月1日	1971000250	20名
指定介護予防短期入所生活介護事業所	平成18年4月1日	1971000250	(20名)

第4条 事業の目的と運営の方針

利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、食事・入浴・排泄等の介護・相談及び援助、その他の日常生活の支援、日常生活動作訓練、健康管理及び栄養管理等を行います。

また、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者本位のサービスを提供するとともに、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者・家族との密接な連携を図り、総合的な介護サービスの提供を行います。

第5条 特別養護老人ホーム みのる荘（指定介護老人福祉施設の概要）

総敷地面積 35,907.00㎡
建物構造 鉄筋コンクリート造 3階建
延床面積 3,654.32㎡
入所定員 70名（併設事業所として、指定短期入所生活介護事業所並びに指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用定員20名）

(1) 施設の概要

定員		特養（70名）短期入所（20名）	
居室	1人部屋	（1室14.56～15.6㎡）	8室
	2人部屋	（1室22.50～24.78㎡）	13室
	4人部屋	（1室45.00～48.00㎡）	10室
浴室		一般浴槽・機械浴槽	
医務室		1室	
静養室		3室	
食堂		各フロア	
機能訓練コーナー		4カ所	
会議室		1室	
面接室		1室	
ボランティア室		1室	

(2) 職員体制（全職員が併設の短期入所生活介護並びに介護予防生活介護事業所の業務を兼務）

職種	人数	常勤	非常勤	常勤換算	基準上の 必要員数
施設長	1	1		1	1
医師	1		1	0.1	1
生活相談員	1	1		1	1
栄養士	1	1		1	1
機能訓練指導員	1	1		1	1
介護支援専門員	4	4		1.6	1
事務職員	5	4	1	4.8	2
介護職員	34	28	11	34.4	24
看護職員	4	4	1	4.5	3

第6条 利用料金 (令和6年8月改定)

(1) サービス料金

特別養護老人ホームみのる荘 (短期入所生活介護)

料金表 (1日あたり:円)

1割負担		介護サービス費(1割)	サービス提供体制強化加算I	夜勤職員配置加算	介護職員等処遇改善加算I	居住費	食費	合計
要介護1	従来型個室	603	22	13	89	1,253	1,590	3,570
	多床室	603	22	13	89	915	1,590	3,232
要介護2	従来型個室	672	22	13	99	1,253	1,590	3,649
	多床室	672	22	13	99	915	1,590	3,311
要介護3	従来型個室	745	22	13	109	1,253	1,590	3,732
	多床室	745	22	13	109	915	1,590	3,394
要介護4	従来型個室	815	22	13	119	1,253	1,590	3,812
	多床室	815	22	13	119	915	1,590	3,474
要介護5	従来型個室	884	22	13	129	1,253	1,590	3,891
	多床室	884	22	13	129	915	1,590	3,553

2割負担		介護サービス費(2割)	サービス提供体制強化加算I	夜勤職員配置加算	介護職員等処遇改善加算I	居住費	食費	合計
要介護1	従来型個室	1,206	44	26	179	1,253	1,590	4,298
	多床室	1,206	44	26	179	915	1,590	3,960
要介護2	従来型個室	1,344	44	26	198	1,253	1,590	4,455
	多床室	1,344	44	26	198	915	1,590	4,117
要介護3	従来型個室	1,490	44	26	218	1,253	1,590	4,621
	多床室	1,490	44	26	218	915	1,590	4,283
要介護4	従来型個室	1,630	44	26	238	1,253	1,590	4,781
	多床室	1,630	44	26	238	915	1,590	4,443
要介護5	従来型個室	1,768	44	26	257	1,253	1,590	4,938
	多床室	1,768	44	26	257	915	1,590	4,600

3割負担		介護サービス費(3割)	サービス提供体制強化加算I	夜勤職員配置加算	介護職員等処遇改善加算I	居住費	食費	合計
要介護1	従来型個室	1,809	66	39	268	1,253	1,590	5,025
	多床室	1,809	66	39	268	915	1,590	4,687
要介護2	従来型個室	2,016	66	39	297	1,253	1,590	5,261
	多床室	2,016	66	39	297	915	1,590	4,923
要介護3	従来型個室	2,235	66	39	328	1,253	1,590	5,511
	多床室	2,235	66	39	328	915	1,590	5,173
要介護4	従来型個室	2,445	66	39	357	1,253	1,590	5,750
	多床室	2,445	66	39	357	915	1,590	5,412
要介護5	従来型個室	2,652	66	39	386	1,253	1,590	5,986
	多床室	2,652	66	39	386	915	1,590	5,648

※送迎(平日)を希望される場合は、片道分で**184円**が加算されます。

通常の送迎実施地域は、北杜市内(実施地域を超える場合は、1kmにつき**50円**)

※個人使用の電化製品をご使用の際は、電気代として、1日につき**92円**頂戴します。

※食事に関して、ご本人またはご家族の事情によりキャンセルする場合は、食事時間の3時間前にご連絡をお願いいたします。急なキャンセルの場合は、食事を摂らなくても食事代金を請求させていただきます場合があります。また、帰宅時間の変更等により食事を追加する場合も3時間前にご連絡をお願いいたします。

特別養護老人ホームみのる荘（短期入所生活介護）

料金表（1日あたり：円）

第3段階②		介護サービス費(1割)	サービス提供体制強化加算I	夜勤職員配置加算	介護職員等処遇改善加算I	居住費	食費	合計
要介護1	従来型個室	603	22	13	89	880	1,300	2,907
	多床室	603	22	13	89	430	1,300	2,457
要介護2	従来型個室	672	22	13	99	880	1,300	2,986
	多床室	672	22	13	99	430	1,300	2,536
要介護3	従来型個室	745	22	13	109	880	1,300	3,069
	多床室	745	22	13	109	430	1,300	2,619
要介護4	従来型個室	815	22	13	119	880	1,300	3,149
	多床室	815	22	13	119	430	1,300	2,699
要介護5	従来型個室	884	22	13	129	880	1,300	3,228
	多床室	884	22	13	129	430	1,300	2,778

第3段階①		介護サービス費(1割)	サービス提供体制強化加算I	夜勤職員配置加算	介護職員等処遇改善加算I	居住費	食費	合計
要介護1	従来型個室	603	22	13	89	880	1,000	2,607
	多床室	603	22	13	89	430	1,000	2,157
要介護2	従来型個室	672	22	13	99	880	1,000	2,686
	多床室	672	22	13	99	430	1,000	2,236
要介護3	従来型個室	745	22	13	109	880	1,000	2,769
	多床室	745	22	13	109	430	1,000	2,319
要介護4	従来型個室	815	22	13	119	880	1,000	2,849
	多床室	815	22	13	119	430	1,000	2,399
要介護5	従来型個室	884	22	13	129	880	1,000	2,928
	多床室	884	22	13	129	430	1,000	2,478

第2段階		介護サービス費(1割)	サービス提供体制強化加算I	夜勤職員配置加算	介護職員等処遇改善加算I	居住費	食費	合計
要介護1	従来型個室	603	22	13	89	480	600	1,807
	多床室	603	22	13	89	430	600	1,757
要介護2	従来型個室	672	22	13	99	480	600	1,886
	多床室	672	22	13	99	430	600	1,836
要介護3	従来型個室	745	22	13	109	480	600	1,969
	多床室	745	22	13	109	430	600	1,919
要介護4	従来型個室	815	22	13	119	480	600	2,049
	多床室	815	22	13	119	430	600	1,999
要介護5	従来型個室	884	22	13	129	480	600	2,128
	多床室	884	22	13	129	430	600	2,078

第1段階		介護サービス費(1割)	サービス提供体制強化加算I	夜勤職員配置加算	介護職員等処遇改善加算I	居住費	食費	合計
要介護1	従来型個室	603	22	13	89	380	300	1,407
	多床室	603	22	13	89	0	300	1,027
要介護2	従来型個室	672	22	13	99	380	300	1,486
	多床室	672	22	13	99	0	300	1,106
要介護3	従来型個室	745	22	13	109	380	300	1,569
	多床室	745	22	13	109	0	300	1,189
要介護4	従来型個室	815	22	13	119	380	300	1,649
	多床室	815	22	13	119	0	300	1,269
要介護5	従来型個室	884	22	13	129	380	300	1,728
	多床室	884	22	13	129	0	300	1,348

※ 介護保険負担限度額認定証がある場合は、その表示額となります。

◇キャンセル料

ご利用開始前に利用者様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料をご負担いただく場合がございます。

区 分	キャンセル料
①利用開始日の前々日の午後5時迄に連絡をいただいた場合	無 料
②利用開始日の前日の午後5時迄に連絡をいただいた場合	1日あたり基本料金の50%
③当日の午前8時まで連絡をいただいた場合	1日あたり基本料金の80%
④連絡がなくサービスを中止した場合	1日あたり基本料金全額

(2) その他

利用者等の希望により提供された特別なサービス、入所者等の希望により実施した特別な娯楽等に係る実費をご負担いただきます。また、入所者が医療機関に支払うべき医療費についてもご負担いただきます。

(3) 支払い方法

施設利用料等の請求は、1ヶ月まとめて計算し翌月の15日頃迄に請求書をお送り致します。お支払いは、口座振替をお願いしております。金融機関は、下記からお願いいたします。

- ・山梨中央銀行〔毎月25日に指定口座より引き落としになります〕
- ・ゆうちょ銀行〔毎月25日に指定口座より引き落としになります〕

第7条 サービスの内容

(1) 居室

個室・2人部屋・4人部屋

(2) 介護

施設サービス計画書に沿って、利用者の保有する能力に応じ、充実した日常生活が営めるよう介護支援を行います。食事、入浴、排泄、着替え、口腔ケア、日常生活動訓練・離床等の介護・おむつ交換・シーツ交換・移動の付き添い等。

(3) 入浴

一般浴・機械浴にて、月・火・木・金曜日の週2回以上入浴していただきます。

入浴できない場合は、入浴日変更・清拭等、身体状況を医務と連携を図るなかで、都度対応いたします。

(4) 食事等

朝食 8時00分～ 8時40分

昼食 12時00分～13時00分

夕食 18時00分～18時45分

※献立表は、施設内に表示し、食べられない物やアレルギー等ある方のご相談に応じます。

(5) 健康管理

週2回嘱託医が来荘し、診察や健康管理相談サービスを受けることができます。

(6) レクリエーション

年間行事に基づいて、誕生日会・お花まつり・夏祭り・バスハイク（外出）・敬老会等を実施します。また、毎日のリハビリ体操や各フロアでのレクリエーション等も適宜実施しています。

また、地域のボランティアの方々と一緒に、保育園や障害者施設等と地域交流の場を提供

する行事（みのりの里まつり・交流会等）を実施しています。なお、入所者同様に行事参加を希望される場合は、別途参加費をご負担いただく場合もございます。

(7) リハビリテーション

入所者の状況に応じて、日常生活を送る上で必要な機能の維持、または身体機能低下の防止をするための訓練に取り組みます。

(8) 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行いません。ただし、緊急等やむを得ない事由により拘束せざるを得ない場合には、事前に入所者及びその家族へ十分に説明を行い同意を得るとともに、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録をして経過観察を行い、拘束解除の時期について検討いたします。

(9) 高齢者虐待防止の措置

利用者の人権を守り、安全で穏やかな生活を確保するため、老人福祉法・介護保険法等の旨を踏まえるとともに、高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律、（以下「高齢者虐待防止法」と略す）第20条で求められている高齢者防止法等のための措置に従います。

(10) 事業実施計画（BCP）

- 1 感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するために計画及び体制を整え、それを定期的に見直し、必要に応じて変更をします。
- 2 計画及び体制につきましては、利用者及び関係者に対して周知をし、必要な措置を講じます。また、研修及び訓練を定期的を実施します。
- 3 災害に関しては、関係機関（消防署・消防団等）や地域の方々と連携し、防災訓練を定期的（年3回以上）に実施します。

第8条 施設利用に関する事項

- (1) 面会について 来荘時は、手洗い又は手指の消毒をお願いします。また、感染症が流行しやすい時期、施設内で感染症が流行している時には、マスクの着用をお願いします。面会時間は、朝9時から夜7時30分までといたします。
ただし、身体状況等の様子によっては、この限りではありません。
- (2) 外出・外泊 自由です。食事の関係もあるので事前に連絡してください。
- (3) 飲酒・喫煙 健康に配慮し、原則として認められません。ただし、規制緩和処置を検討する場合がありますので、ご相談ください。
- (4) 設備・器具の利用 身体の状況に合わせ、自由に利用できます。
- (5) 金銭・貴重品の管理 タンスに鍵がないため、原則現金の持ち込みはご遠慮ください。
- (6) 所持品の持ち込み 持ち込みができます。ただし、所持品の種類や大きさに制限がありますので、ご相談ください。
- (7) 食品の持ち込み 食中毒予防等の理由により原則禁止とさせていただきますが、持込品がある場合は、面会カードに持ち込み物の記入欄がありますので、記入をして頂き、必ずフロアのケアスタッフに伝えてください。又、食べ物については、その場で食べきれぬ量の持込みでお願いします。
- (8) 施設外での受診 医療機関の受診が必要な場合は、ご家族での送迎をお願いします。
なお、介護タクシー等のご相談にも応じられます。

- (9) 持ち物への記名 すべてに名前をつけてください。色目の暗い服・柄の多い服は、名前が確認しにくいので、お手数ですが名札を付けていただきますよう、お願いいたします。
- (10) 感染対策について 感染症（コロナウイルス・ノロウイルス・インフルエンザ等）が流行する時期は、お迎え時体調の様子を確認させていただき、状態により居宅ケアマネジャーと調整させていただき、ご利用を延期又は日程調整する場合があります。
- (11) その他 利用者の希望により提供された特別なサービス・行事食・特別な娯楽等に係る実費をご負担いただきます。又、介護サービス提供に関する記録の謄写を求める場合実費として1枚20円のご負担を頂きます。
- ※ 感染症予防等のため、上記の記載の事項にお応えできない場合がありますので、ご理解下さい。

第9条 緊急時の対応

- (1) 利用者に容体の変化等身体状況の急変があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族に速やかに連絡いたしますが、まれにご家族への連絡がつかない場合等に医療上緊急の必要性があるときは利用者・ご家族に同意を得ずに医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供することをご承知ください。

※施設の嘱託医

中田医院 中国医学研究所 北杜市須玉町若神子608 TEL0551-42-2740

※施設の協力医療機関

市立甲陽病院 北杜市長坂町大八田3954 TEL0551-32-3221

阿久津歯科医院 北杜市高根町箕輪新町265 TEL0551-47-3127

※ご希望により、他の医療機関への相談にも応じます。

- (2) 感染予防については、感染対策委員会を設置し、衛生管理・健康管理等の予防対策と発生時の対策を整備し、感染症の発生時に備えております。万一感染症の発生を確認した場合は、早急に感染症の拡大を防ぐ対策を講じ、蔓延防止に努めます。
- (3) 防犯については、不審者等の荘内への侵入を防ぐため、出入り口の施錠・出入りのチェック・センサー等防犯器具の設置など施設防犯管理体制の整備を行っています。

第10条 非常災害対策

- (1) 防災時の対応 特別養護老人ホームみのる荘防災計画に基づき、迅速に対応します。
- (2) 防災設備 建築基準法及び消防法による消防設備を完備しています。
(消火栓・スプリンクラー・各種感知器・消火器等)
- (3) 防災訓練 年3回以上の防災訓練を実施します。
- (4) 管理権限者 施設長 輿水 理一
防火管理者 防火管理者 深澤 智彦

第11条 秘密の保持と個人情報の保護

- (1) 事業者及従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。
- (2) 利用者及び身元引受人、もしくは家族等に関する個人情報の利用目的を定め、適切に取扱いを行うこととします。

第12条 サービス内容に関する要望及び相談・苦情

(1) 当施設ご利用者相談、苦情解決・苦情受付担当

苦情解決責任者・理事長 浅川一紀

苦情受付担当者・奥水理一・山口留美・深澤智彦・長谷川真吾・

小林亨・千葉洋子・奥水由司実

(土・日曜日・祝祭日を除く、午前9時～午後5時)

要望・相談・苦情は、担当者等にお寄せいただければ速やかに対応いたしますが、「意見箱」を利用し、直接お申し出いただくこともできます。

(2) 当施設の苦情等に関して、下記の方々に第三者委員を依頼しています。

白倉 全司 殿 TEL0551-47-2011

五味 久代 殿 TEL0551-47-4161

中込 一男 殿 TEL0551-47-2595

(3) (1)・(2)の窓口以外に、次の機関へも苦情の申出相談を行うことができます。

・北杜市福祉保健部介護支援課 TEL0551-42-1333

・山梨県社会福祉協議会・運営適正化委員会 TEL055-254-1820

・山梨県国民健康保険団体連合会 TEL055-223-2119

(4) 第三者評価の実施状況……未実施

第13条 事故発生時の対応

①応急処置

②嘱託医・協力病院等への連絡・搬送・付き添い

③家族への連絡・市町村への連絡

④施設の過失による、万一の事故に備えて保険に加入しています。

第14条 損害賠償について

当施設において、事業者の責任により、ご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に反した場合も同様といたします。